政　令

強靭かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年九月三十日

内閣総理大臣　菅　　義偉

政令第二百九十六号

強靭かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、強靭かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十九号）附則第一条第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

強靭かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、令和三年四月一日とする。ただし、改正法第一条中電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二章第七節第五款中第三十三条の次に二条を加える改正規定（同法第三十三条の三に係る部分に限る。）及び改正法第五条の規定（改正法附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。）の施行期日は、令和二年十月一日とする。

経済産業大臣　梶山　弘志
内閣総理大臣　菅　　義偉

中小企業等協同組合法施行令及び中小企業団体の組織に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年九月三十日

内閣総理大臣　菅　　義偉

政令第二百九十七号

中小企業等協同組合法施行令及び中小企業団体の組織に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第百十一条第三項及び第四項並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）第百一条の三及び第百一条の四の規定に基づき、この政令を制定する。

（中小企業等協同組合法施行令の一部改正）

第一条　中小企業等協同組合法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項第四号中「農林水産大臣」の下に「、経済産業大臣又は国土交通大臣」を加える。

第三十三条第一号中「から第五号まで」を「及び第三号」に改め、同条中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号を第三号とし、第六号を第四号とする。

（中小企業団体の組織に関する法律施行令の一部改正）

第二条　中小企業団体の組織に関する法律施行令（昭和三十三年政令第四十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条第五項及び第六項中「の所管」を「、経済産業大臣又は国土交通大臣の所管」に改める。

第十二条第一項中「の各号」を削り、「別表第三の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる者」を「その行う事業に別表第一第三号及び第四号に掲げる業種に属する事業を含む協業組合に関するものは、その主たる事務所の所在地を管轄する国税局長」に改め、同条第二項を削る。

別表第二中「、第十二条」を削る。

別表第三及び別表第四を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和二年十月一日から施行する。

（処分、申請等に関する経過措置）

第二条　この政令の施行前に経済産業大臣若しくは経済産業局長又は国土交通大臣、地方整備局長若しくは地方運輸局長（国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第四条第一項第十五号、第十八号、第八十六号、第八十七号、第九十二号、第九十三号及び第百二十八号に掲げる事務並びに同項第八十六号に掲げる事務に係る同項第十九号及び第二十二号に掲げる事務に係る権限については、運輸監理部長を含む。以下この条において同じ。）が中小企業等協同組合法又は中小企業団体の組織に関する法律の規定によりした処分その他の行為（この政令による改正後の中小企業等協同組合法施行令又は中小企業団体の組織に関する法律施行令の規定により都道府県知事が行うこととされた事務に係るものに限る。以下この項において「処分等」という。）は、都道府県知事がした処分等とみなし、この政令の施行前にこれらの法律の規定により経済産業大臣若しくは経済産業局長又は国土交通大臣、地方整備局長若しくは地方運輸局長に対してされた申請その他の行為（この政令による改正後のこれらの政令の規定により都道府県知事が行うこととされた事務に係るものに限る。以下この項において「申請等」という。）は、都道府県知事に対してされた申請等とみなす。

2　この政令の施行前に中小企業等協同組合法又は中小企業団体の組織に関する法律の規定により経済産業大臣若しくは経済産業局長又は国土交通大臣、地方整備局長若しくは地方運輸局長に対して届出その他の手続をしなければならない事項（この政令による改正後の中小企業等協同組合法施行令又は中小企業団体の組織に関する法律施行令の規定により都道府県知事が行うこととされた事務に係るものに限る。）で、この政令の施行前にその手続がされていないものについては、これを、これらの法律の規定により都道府県知事に対して届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、これらの法律の規定を適用する。

（罰則に関する経過措置）

第三条　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

経済産業大臣　梶山　弘志
国土交通大臣　赤羽　一嘉
内閣総理大臣　菅　　義偉